# 第 246 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 4 月 25 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 ( 35名 )

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番　恩田 洋一 | 3番　藤原 寿成 | 6番　古田川光彦 | 7番　永濱 孝之 |
| 8番　安部 治美 | 9番　石原 博 | 10番　高橋 正敏 | 11番　藤原 克已 |
| 12番　和久利 勝 | 13番　石原 敬士 | 14番　和久利 健 | 15番　立石 覚 |
| 16番　大坂 茂 | 17番　安部 傭造 | 18番　金倉 弘美 | 19番　藤井 卓 |
| 20番　八澤 幹夫 | 21番　森合 健一 | 22番　藤原 昭則 | 24番　佐藤 昌利 |
| 28番　藤原 修 | 29番　藤原 功 | 30番　山田 幸則 | 31番　白名 貴美子 |
| 32番　嵐谷 行徳 | 33番　新田 昭喜 | 34番　卜藏 秀夫 | 35番　浅野 保男 |
| 36番　川西 雄二 | 37番　小池 俊彦 | 38番　堀尾 敏久 | 39番　大塚 真人 |
| 40番　安部 秀男 | 41番　梅木 達也 | 42番　松島 昭夫 | |

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子

5. 欠席委員 (7名)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2番　石原 隆幸 | 4番　藤原 康正 | 5番　岩田 孝史 | 23番　渡部 雅一 |
| 25番　石原 宏二 | 26番　賀元 亨 | 43番　原田 二朗 | |

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第４号　農地利用集積等促進計画案の承認について

その他

7. 議事

| 発信者 | 議事要旨 |
|---|---|
| 議長 | ただいまより、奥出雲町農業委員会第246回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2番　石原委員、4番　藤原委員、5番岩田委員。出席者は18名中15名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。なお、推進委員の欠席は4名、20名の出席をいただいております。<br>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番　藤原委員、6番　古田川委員にお願いをいたします。<br>本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第１号からその他まで順次行います。<br><br>それでは議事に入ります。報告第1号、非農地証明交付申請の承認にいついて上程いたします。事務局説明して下さい。 |
| 事務局 | 報告第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明があったので意見を求める。令和7年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1　農地の所在 ■■■■、外8筆。地目は登記簿/田と畑、現況/山林および原野。面積637㎡外で計2,618㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○。住所▲▲▲▲番。非農地の事由 平成元年頃祖母の施設入所により耕作しなくなり、現在山林、一部原野化しているため。現地調査につきましては、4月1日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますのでご覧ください。<br>現地は、●●●●番、△△△△番の畑は笹や低木が生い茂り、背丈の高い木も一部生えておりました。その他の筆は周辺一体が竹林、山林化していました。<br><br>番号2　農地の所在 ■■■■、外6筆。地目は登記簿/田と畑、現況/山林。面積1,133 ㎡外で計6,507㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由は、2016年から2020年にかけて病気のため耕作しなくなったため。小さな谷のため周りの雑木により、日照不足、水不足、イノシシが集団出没し山林化している。<br>現地調査につきましては、4月4日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料2に地図を載せておりますのでご覧ください。<br>現地は、申請農地の入口に立ち入り禁止の柵がしてあり、入口付近から背の高い木や竹、笹が生い茂っており立ち入る事が出できませんでした。<br><br>番号3　農地の所在 ■■■■、地目は登記簿/田、現況/原野。面積543㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由は、昭和40年頃から耕作不便のため耕作を放棄したため。現在原野化している。<br>現地調査につきましては、4月8日に■■■■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料3に地図を載せておりますのでご覧ください。現地は木、枯草が全体に生い茂り、山手側には背の高い木が繁殖していました。岩や瓦礫がかなりの範囲に散乱していました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について31番　白名委員、お願いいたします。 |
| 31番 | 議案第1号番号1につきまして31番　白名が補足説明をさせていただきます。<br>4月1日に農業委員の大坂委員、山田推進委員、事務局石原さんと現地確認をしました。場所は●●●●から 200 メートル下の山手側になります。申請場所には、木や竹が茂っていて耕作ができない状況でした。ご審議の程よろしくお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。<br><br>次に番号2について、補足説明を34番卜蔵委員お願いします。 |
| 34番 | 番号2 につきまして34番卜蔵が補足説明させていただきます。<br>県道から△△△△の600メートルほど入った所で、その道を左に入って300メートル進んだ所の山の中といった感じがします。非常に荒れておりますし、誰かに作ってもらうにも受け手がないという感じがしております。ご審議の程よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。<br><br>次に番号3について、補足説明を42番松島委員お願いします。 |
| 42番 | 3番について、42番松島が補足させていただきます。<br>4月8日に推進委員、事務局4名で現地を確認し、場所は■■■■のやや下の道路沿いに現地があり、原野化していて水路が無く完全に作業ができないのではないかと思われます。<br>ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。<br><br>次に議案第2号、農地法第3条の規定の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第2号。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在 ○○○○番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積825㎡他で計3,565㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲、経営面積はご |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。対価無償。譲受人氏名 □□□□、住所 ●●●●番。<br><br>続いて番号2、農地の所在 ○○○○番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は 1,390㎡外で計2,899㎡。権利種別、3条無償移転。対価無償。譲渡人氏名 □□□□、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。対価無償。譲渡人氏名 ●●●●、住所 △△△△番。<br>番号1、2ともに、資料4に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>番号3、農地の所在 ○○○○番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積235㎡、権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ▲▲▲▲、住所 □□□□、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権移転。譲受人氏名 ●●●●、住所 △△△△番、地権利取得後の経営面積は94.6aです。対価は、総額◇◇◇◇円です。資料5に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>番号4 農地の所在 ○○○○番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積362㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ▲▲▲▲、住所 □□□□。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ●●●●、住所 △△△△番。取得後の所有面積は、114.2aです。対価は、総額◇◇◇◇円です。資料6に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>番号5 農地の所在 ○○○○番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,662㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ▲▲▲▲、住所 □□□□在住。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ●●●●、住所 △△△△、権利取得後の面積は46.6aです。対価は、総額◇◇◇◇円です。資料7に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>これらの案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。続いて議案第2号の補足説明に入ります。<br>番号1、2については、同じ方でございますので、続けて補足説明をお願いします。<br>10番 高橋委員お願いします。 |
| 10番 | 番号1、2について、10番 高橋が補足説明をさせていただきます。<br>場所は資料4よりご覧いただけますが、△△△△近くの圃場になります。●●●●さん、□□□□さんですが、田んぼの水利の関係上利便性がよいといいうことで、土地の交換がしたいとのことです。水田管理もされておりますので問題ないかと思います。<br>ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 番号1、2について補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号1、2について承認することに決しました。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 次に番号3について補足説明を番号　35番　浅野委員お願いします。 |
| 35番 | 番号3について、35番　浅野が補足説明をさせていただきます。<br>場所は■■■■地内で、国道に隣接している様子です。畑の利用にも適していて、付近には商業施設等もあり利便性の良いところで今回の申請となっております。<br>ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 番号3について補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。<br><br>次に番号4について補足説明を番号36番　川西委員お願いします。 |
| 36番 | 番号4について、36番　川西が補足説明をさせていただきます。<br>○○○○さんから▲▲▲▲さんへの畑の譲渡について、この畑は、▲▲▲▲さん宅の後ろにございまして、代々▲▲▲▲宅において管理されておられました。また、土地は□□□□家のものでありましたが、現在転居されており、親族の○○○○さんが土地を相続され、今回の契約に至ったとのことです。また、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 番号4について補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号4について承認することに決しました。<br><br>次に番号5について補足説明を　39番大塚委員お願いします。 |
| 39番 | 番号5について39番　大塚が補足説明いたします。<br>場所は●●●●集会所の前の方にございまして、この△△△△さんの圃場を長年に渡り、■■■■さんが作っておられ、この度、譲渡したいということで、この○○○○さんというのは、■■■■さんの息子さんで、この度自分の田んぼを持ってやっていきたいということで、この話がまとまったということです。審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 番号5について補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号5について承認することに決しました。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 続いて、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br>番号1農地の所在 ○○○○番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積198㎡。申請人氏名 ▲▲▲▲、□□□□在住。転用目的は農地住宅。転用理由は、昭和60年頃に建築した居宅の一部と物置、倉庫が申請地に立っていることがわかったため。追認です。土地については、県の同意を得て令和7年2月12日許可されています。<br>顛末書を読みます。私が所有する●●●●番の家屋の一部と、物置・倉庫が△△△△番の農地に建っていることを知りました。<br>農地法の知識が足りず、今日まで農地転用許可申請手続きをせずに、経過したことを誠に申し訳なく存じます。今後は法令を遵守し、このような不始末がないように十分注意をいたしますので、何卒寛大なご処理を賜りますよう始末書をもってお願い申し上げます。資料8に地図を載せておりますのでご覧ください。<br>農地法第4条第6項第2項の規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。<br>ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。<br><br>次に、議案第4号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について上程いたします。事務局 説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br>農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う、農地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。<br>番号1から50。賃借権の設定を受けるものは、農事組合法人■■■■です。これまでも、しまね農業振興公社を通じての農地利用集積円滑化事業、旧円滑化で農事組合法人■■■■が耕作されておられます。今回、旧円滑化の契約が切れたため、実質は引き続きですが円滑化から中間管理事務への切り替えということで審議になっています。農地は全て○○○○地内です。<br>番号1のみ、詳細に読みます。<br><br>番号1、5 筆、面積合計8,662㎡。権利種別、機構法賃貸借、内容新規、賃借権を設定する者▲▲▲▲、住所□□□□番、10aあたりの賃借料◇◇◇◇円、利用目的は田、賃借期間は公告日の翌日から平成17年12月31日、賃借期間は10年。実際は10年と数か月ですが、公告の日がいつかで月数が変わる場合があるため、年までとしています。申請書もこのように書いておられますので、申請書に記載のあるとおりとしました。この議案への記載については、農業会議、しまね振興公社に確認済です。<br>番号2以降は、一部省略して読み上げます。<br><br>番号2、2筆、面積3,003㎡。賃借権を設定する者 △△△△、住所■■■■番、10a当たりの賃借料はご覧のとおりです。以下は同じです。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 番号3、計3筆、面積7,301㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番、10a当たりの賃借料はご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号4から5、合計3筆、面積9,682㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番、番号を4と5に同じ□□□□さんに分けているのは、10a当たりの賃借料が違うためです。賃借料はそれぞれ、10a当たりの賃借料のところに書いてあります。以下は同じです。<br><br>番号6、1筆、面積 1,557 ㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番、10a当たりの賃借料はご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号7から9、計5筆、面積8,949㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番、番号7から9の10a当たりの賃借料はそれぞれご覧のとおりです。以下は同じです。<br><br>番号10から11、合計9筆、6,022㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番、番号7から9までの10a当たりの賃借料はそれぞれご覧のとおりです。以下は同じです。<br><br>番号12から15、合計8筆、面積合計7,175㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。番号12から15までの10a当たりの賃借料はそれぞれご覧のとおりです。以下は同じです。<br><br>番号16から17、合計7筆、面積合計6,143㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番。番号16から17までの10a当たりの賃借料はそれぞれご覧のとおりです。<br><br>番号18から21、合計8筆、面積合計8,074㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番。番号18から21までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号22から23、合計8筆、面積合計8,353㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。番号22から23までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号24、合計3筆、合計4,123㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番。10a当たりの賃借料は、ご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号25から27、合計11筆、面積合計15,289㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番。番号25から27までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号28、合計8筆、面積合計13,126㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。10a当たりの賃借料は、ご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号29、合計4筆、面積合計10,535㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番。10a当たりの賃借料は、ご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号30から31、合計3筆、面積合計3,317㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番。番号30から31までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号32から33、合計8筆、面積合計11,339㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。番号32から33までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号34から35、合計9筆、面積合計22,047㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲ |

| | |
|---|---|
| 事務局 | ▲番。番号34から35までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号36から37、合計4筆、面積合計5,245㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番。番号36から37までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号38から41、合計9筆、面積合計17,775㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。番号38から41までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号42から44、合計13筆、面積合計17,476㎡。賃借権を設定する者　○○○○、住所▲▲▲▲番。番号42から44までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号45から48、合計12筆、面積合計9,185㎡。賃借権を設定する者　□□□□、住所●●●●番。番号45から48までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br><br>番号49から50、合計13筆、面積合計11,853㎡。賃借権を設定する者　△△△△、住所■■■■番。番号49から50までの10a当たりの賃借料は、それぞれご覧のとおりです。以下同じです。<br>ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。<br>番号1から50まで農地は全て、農事組合法人■■■■です。<br>補足説明を39番　大塚委員お願いします。 |
| 39番 | 39番　大塚が補足説明いたします。<br>新規等もございますが、中間管理機構を介してのことで、継続更新となっております。<br>何ら問題はないと思われます。<br>ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。<br>挙手全員、よって番号１から50について承認することに決しました。<br><br>事務局、その他について何かございますか。 |
| 事務局 | （事務局より事務連絡）<br>① 地域計画の作成の状況について<br>② 中間管理事業の書類の受け渡し方法について<br>③ 令和6年度互助会収支報告<br>④ 活動実績分報酬の支払通知書について |

| | |
|---|---|
| 議長 | ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。<br>次回の総会は５月26日（水）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。<br>以上で本日の総会を終わります。 |